

# 加古川市かこがわウェルビーポイント制度実施要綱

平成29年4月1日

協働推進部長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、ひとりでも多くの人が活動に参加するきっかけとなり、また、活動を続ける楽しみに繋げることにより、「夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川」を実現するため、かこがわウェルビーポイント制度（以下「ポイント制度」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (参加)

第2条 ポイント制度に個人として参加しようとする者は、かこがわウェルビーカード（以下「カード」という。）の交付を受ける、又はスマートフォン等で地域共通ポイントアプリケーションソフトウェア「yuifill（ゆいふいる）」（以下「アプリ」という。）を取得しなければならない。

2 ポイント制度に団体として参加しようとする者は、かこがわウェルビーポイント制度団体参加申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、カードを交付するものとする。

## (対象活動及びポイント数)

第3条 市又は市への登録者が実施する活動のうち、対象とする活動（以下「対象活動」という。）及び当該対象活動により付与するポイント数は、別表のとおりとする。

## (ポイントの付与)

第4条 市長は、第2条第1項又は第3項の規定によりカードの交付を受けた者又はアプリを取得した者（以下「参加者」という。）が対象活動に参加したときは、カード又はアプリにポイントを付与する。この場合において、団体として参加した者（以下「団体参加者」という。）に対するポイントの付与は、参加した者の人数に

ポイント数を乗じて得たものとする。

- 2 ポイントの付与は、対象活動ごとに1日につき1回とする。
- 3 第1項に規定する場合において、対象活動に参加した際にカード又はアプリにポイントが付与できないときは、手帳に記録し、又は引換券を交付するものとし、後日、カード又はアプリにポイントを付け替えるものとする。ただし、別表の36の項に規定する活動については、手帳の記入欄が全て埋まったときにカード又はアプリにポイントを付け替えるものとする。
- 4 前項の場合において、カード又はアプリにポイントを付け替えるのは、手帳に記録のある最終活動日から2年を経過する日まで、又は引換券の有効期限までとする。
- 5 別表の5及び6の項に規定する活動によるポイントの付与は、団体参加者にのみ行うものとする。
- 6 第1項後段及び第2項の規定にかかわらず、別表の13の項に規定する活動によるポイントの付与は、当該活動への参加者のうち加古川市貢献ポイント連携機能利用規約に同意した者が月毎に取得したメダルの種類に応じて行うものとする。
- 7 第1項後段及び第2項の規定にかかわらず、別表の18の項に規定する活動によるポイントの付与は、当該活動への参加者又は団体参加者に対し、折り鶴を1,000羽綴るごとに行うものとする。
- 8 付与されたポイントは、第三者に譲渡することができない。

(ポイントの交換)

第5条 参加者は、カード又はアプリのポイントを次に掲げるものに交換することができる。

- (1) 加古川市立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・養護学校への寄附
- (2) 市民活動推進課長が指定する物品等との交換
- (3) 加盟店での支払い

- 2 参加者は、前項第1号の寄附をしようとするときは、かこがわウェルビーポイント寄附申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 参加者は、第1項第2号の交換をしようとするときは、かこがわウェルビーポイント交換申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（ポイントの期限）

第6条 ポイントの有効期限は、カード又はアプリのポイントの最終変動があった日から2年を経過する日までとし、有効期限を経過した場合は、ポイントは失効するものとする。

（カードの交換）

第7条 参加者は、カードを破損し、又は汚損したときは、カードを交換することができるものとする。

2 前項の場合において、既に保有していたポイント数が確認できるときは、交換後のカードに当該ポイント数を合算することができるものとする。

（アプリの再取得）

第8条 参加者は、アプリを破損したときは、新たにアプリを取得することができる。

2 前項の場合において、既に保有していたポイント数が確認できるときは、新たに取得したアプリに当該ポイント数を合算することができるものとする。

（ポイントの取消し）

第9条 市長は、参加者が偽りその他不正な手段によりポイントの付与を受けたときは、当該ポイントを取り消すことができる。

（他の施策におけるポイント制度の活用）

第10条 市長は、市が実施する省エネ家電買替促進事業のために必要があると認めるときは、ポイント制度を活用することにより事業を推進し、又は実施することができる。

2 前項の規定によりポイント制度を活用する場合においては、前各条に定めるところによりポイント制度の実施を行うものとする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところにより実施することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に付与されたポイントについては、第4条第1項の規定により付与されたポイントとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の要綱の規定に基づき、ポイント付与される事業へのポイント付与については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号の規定については、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月11日から施行する。ただし、第10条第1項第2号の規定については、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

活動	ポイント数
1 放課後子ども教室	50ポイント
2 公民館で実施する又は公民館関係団体が実施する こども・教育に関する活動のうち指定するもの	
3 学校園支援ボランティア（ユニットを活用した保育 園・こども園への支援活動を含む）	
4 学生スクールパートナー	
5 P T A活動のうち指定するもの	
6 保護者会活動のうち指定するもの	
7 子育てプラザ活動ボランティア	
8 学生アタック・パートナー	
9 外国人のための日本語教育個人指導	
10 語学ボランティア	
11 図書整理ボランティア（資料整理期間）	
12 こども食堂のボランティア	
13 見守りボランティア	金メダルで50ポイント 銀メダルで30ポイント 銅メダルで10ポイント
14 公民館が指定する交流ボランティア	50ポイント
15 ささえあいボランティア	
16 公民館が指定する地域清掃活動ボランティア	
17 ホームステイボランティア	
18 千羽鶴作成ボランティア	1000羽で250ポイント
19 まちづくり講座	50ポイント
20 協働のまちづくり市民会議×熟議	

21	防犯講座	
22	日本語教育ボランティア養成講座	
23	選挙啓発推進員研修会・政治講座	
24	読み聞かせ等ボランティア養成講座	
25	読み聞かせ勉強会	
26	おはなしの勉強会	
27	ストーリーテリング勉強会	
28	心肺蘇生法実技講習（普通Ⅰ・普通Ⅲ・上級）	
29	応急手当普及員講座	
30	応急手当普及員再講座	
31	各公民館が指定する地域人材育成事業	
32	日岡山公園緑化推進ボランティア	
33	健康づくり講座	
34	スポーツライフセミナー	
35	いきいき百歳体操	
36	いきいき百歳体操応援隊講座	
37	介護予防事業（介護施設でのボランティア活動）	
38	国際交流イベントのうち指定するもの	

## かこがわウェルビーポイント制度 団体参加申請書

年 月 日

加古川市長 様

かこがわウェルビーポイント制度への団体参加を申請いたします。

フリガナ			
団体名			
参加者数	(申請時)		人
学校園支援ボランティア	登録あり (	)学校・園	登録なし
ポイント制度における活動内容	・子ども見守り活動(登下校安全指導) ・図書ボランティア(読み聞かせ) ・その他の活動 ( )		
活動場所	( )学校・園	( )	公民館
カードID・コード	ID (7文字)		コード (3桁)
受付者チェック欄	<input type="checkbox"/> カードを既に所持していないか(二重発行防止) <input type="checkbox"/> カードID(7文字)、コード(3文字)が正しく記載されているか		受付者

※ 同じ日の同じ活動に対して、個人・団体両方のカードにポイント付与することはできません。

様式第2号(第5条関係)

## かこがわウェルビーポイント寄附申請書

加古川市長 様

下記によりポイントの寄附を申請いたします。

	申請日	年	月	日
フリガナ				
氏名 (団体名)				
寄附する学校園名				
寄附するポイント数				

※ご記入いただいた個人情報、かこがわウェルビーポイント制度の運営にのみ使用致します。

受付者 記入欄	カード または yuifill	ID:	コード:	
	減算 ポイント		残 ポイント	

※yuifillの場合、コードは記載不要です。

---

## かこがわウェルビーポイント寄附申請確認書

	申請日	年	月	日
学校園名				
寄附ポイント数				
残ポイント数				

※いただいた寄附は、学校園が希望する物品等に交換します。

### かこがわウェルビーポイント交換申請書

加古川市長 様

下記によりポイントの交換を申請いたします。

		申請日		年	月	日
フリガナ						
氏名						
住所 (発送先)	〒					
電話番号						
カードまたはyuifill	ID:	コード:				
交換を希望する物品	物品名				個数	

※yuifillの場合、コードは記載不要です。

※ご記入いただいた個人情報は、かこがわウェルビーポイント制度の運営にのみ使用致します。

事務局 記入欄	減算ポイント	ポイント	残ポイント	ポイント
	交換方法	窓口渡し ・ 後日郵送		

### かこがわウェルビーポイント 交換申請確認書

		申請日		年	月	日
交換を希望する物品	物品名				個数	
交換方法	窓口渡し ・ 後日郵送					
交換するポイント数	ポイント	残ポイント	ポイント			